

お知らせ



介護保険料決定通知書

介護保険料

決定通知書を送付します

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

8月中旬までに、65歳以上の人に平成28年度の介護保険料決定通知書を送付します。

昨年度から、できる限り所得の状況に配慮したきめ細やかな保険料とするため、所得段階を16の区分に分けています。町民税や世帯の状況等によって該当する所得段階により保険料額が決定されます。

詳しくは送付される通知書をご覧ください。

【介護保険料納付の方法】

○年金天引きで納付している人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・平成28年2月に年金天引き(本徴収)されて納付されます

○納付書や口座振替で納付している人

8月〜平成29年3月まで8回に分けて納付と納め忘れもなく安心です

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予を受けることができます場合があります

お知らせ



後期高齢者医療制度

後期高齢者被保険者証が新しくなります

新しくなります

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

8月から被保険者証が新しくなります

現在使用中の被保険者証(柿色)の有効期限は、平成28年7月31日です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。新しい被保険者証は、桃色で、有効期限は平成29年7月31日です。

8月1日以降に受診する際は、新しい被保険者証を医療機関の窓口へ提示してください。

※7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問い合わせください

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります

被保険者証の自己負担割合

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。判定基準は下表でご確認ください。

後期高齢者医療制度の自己負担割合

負担割合	判定基準
3割負担	同一世帯の被保険者の中に町民税の課税所得額が145万円以上の人がある
1割負担	上記以外の被保険者

※3割負担と判定された場合でも、要件により、申請することで自己負担額が1割となる場合があります(対象者には通知を送付します)

8月に減額認定証が更新されます

現在使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成28年7月31日です。

減額認定証を持っていて平成28年度の町民税が非課税の世帯の方には、8月1日から使用できる新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。有効期限は平成29年7月31日です。

【減額認定証とは】医療機関に提示すると医療費が自己負担限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担が減額されます

【交付の対象】世帯全員が町民税非課税である人【その他】新たに減額認定証の交付を希望する場合は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください